

答 申 書

令和8年1月29日

伊丹市国民健康保険運営協議会

令和8年(2026年) 1月29日

伊丹市長 中田 慎也 様

伊丹市国民健康保険運営協議会
会長

伊丹市国民健康保険事業の財政運営のあり方について(答申)

令和7年10月24日付けで諮問のあったみだしのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

本協議会では、兵庫県において進められている県内保険料水準の統一に対する本市の対応をとりまとめたロードマップの策定に向け審議を進めた。このロードマップについては、令和12年度の統一期限までの間、市の対応を計画的に進める目的で、昨年度協議会においてその策定を決定したものであるが、具体的に対応が必要な項目として、(1)現行保険税率から標準保険料率への移行、(2)減免基準の県内統一基準への移行、(3)任意給付の廃止、(4)保健事業の運営、(5)市国保基金の取り扱いの5項目を挙げていた。これらの項目について、慎重に審議を行った結果、別添の『伊丹市における県内保険料水準の統一に向けたロードマップ』を策定するに至った。市においては、本ロードマップに沿って適切に事務を進めるとともに、被保険者に対し、十分な期間をかけて丁寧に周知を行うことを要望する。

また、ロードマップの策定と並行して、令和8年度の保険税率について審議した。現行保険税率から標準保険料率への移行について、令和4年度の協議会で示した、「標準保険料率への移行期限である令和12年度までの間に、基金を活用し、被保険者の負担が急激に増加しないよう、適切な期間をかけて激変緩和を図りながら、徐々に標準保険料率まで改定する」という方向性に基づき、様々な観点より検討した結果、令和12年度の移行期限に向け、令和8年度より改定を開始することが妥当であるとの

結論に達した。ロードマップにおいて令和12年度の移行期限までの具体的な保険税率の設定方法を定めたが、このうち令和8年度の保険税率については、従来分(医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分)のうち、医療保険分の所得割と平等割、後期高齢者支援金分の所得割と平等割、及び介護保険分について、各区分の現行保険税率と令和8年度標準保険料率の乖離幅の2分の1を改定し、医療保険分の均等割及び後期高齢者支援金分の均等割について、令和8年度標準保険料率の均等割を基準としたうえで一定の減額を行う。また、子ども・子育て支援金分については、令和8年度の制度開始時より標準保険料率のとおりとする、と規定した。これに基づき、県より通知された標準保険料率を基に算定した結果、令和8年度の保険税率は、基礎課税額(医療保険分)について、所得割税率7.70%、均等割額25,400円、平等割額21,500円に、後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援金分)について、所得割税率2.79%、均等割額9,700円、平等割額8,000円に、介護納付金課税額(介護保険分)について、所得割税率2.42%、均等割額12,900円、平等割額8,100円に改定するとともに、子ども・子育て支援納付金課税額(子ども・子育て支援金分)について、所得割税率0.30%、均等割額1,300円、18歳以上均等割額100円、平等割額800円とすることが妥当であると判断する。

最後に、本協議会としては、国民健康保険事業の運営において、保険税の収納の取組を継続し、歳入の確保を図るとともに、医療費の適正化を推進するなど歳出を抑制することにより、保険税率を引き上げる局面においても被保険者の理解が得られるよう、今後も徹底した保険者努力を積み重ねることが必要であると考えている。

令和7年度 伊丹市国民健康保険運営協議会開催日

回数	開催日	時間	場所
第1回	令和7年10月24日	14:00	本庁舎 101 会議室
第2回	令和7年12月24日	14:00	本庁舎 101 会議室
第3回	令和8年1月29日	14:00	総合教育センター講座室

伊丹市国民健康保険運営協議会委員(14名) * 五十音順・敬称略

○ 被保険者を代表する委員

大西 行美
金川 昌弘
白井 応篤
柳田 三世子

○ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

阪本 有三
千葉 一雅
山本 裕信
吉村 史郎

○ 公益を代表する委員

明石 隆行
和泉 比佐子
上村 敏之
細川 健二

○ 被用者保険等を代表する委員

齊藤 恵二
中原 恵子

伊 健 国 第 1 3 1 6 号
令 和 7 年 1 0 月 2 4 日

伊丹市国民健康保険運営協議会
会長 上村 敏之 様

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市国民健康保険事業の財政運営のあり方について（諮問）

本市国民健康保険事業特別会計の財政健全化及び適切な保険税率のあり方について、意見を求めます。